

(平成21年7月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで  
② 昭和45年4月から49年11月まで  
③ 昭和54年4月から55年3月まで  
④ 昭和56年4月から58年3月まで  
⑤ 昭和61年7月から同年12月まで

私は、社会保険事務所に自分の国民年金納付記録の照会申出書を提出したところ、申立期間の①、②、③、④及び⑤の期間について、納付記録は確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間の①に係る保険料については、昭和50年ころに国民年金の沖縄特別措置を利用して、私の妻がA市の徴収員と一緒に銀行の支店へ行って、夫婦の国民年金保険料の33万円を納付した。

また、申立期間の②、③、④及び⑤の期間の国民年金保険料についても、昭和60年ころ同市の上記とは別の徴収員から、さかのぼって納付できると聞いたので、同徴収員に27万円を預け、その後、督促状と一緒に20数万円、10数万円を現金で預けたが、これらに係る領収書を受け取ったことがない。

このように、月々の支払いとは別に合計で約90万円を現金で納めているので、年金が満額受給できないことに納得いかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の④のうち、昭和57年4月から58年3月までの期間については、社会保険庁のオンライン記録の納付記録を見ると、当該期間の国民年金保険料については、時効期限経過後の納付であったとして、60年8月6日に還付決議が行われたことが確認できる。

この記録には、請求者氏名、金融機関名、口座番号、支払い年月日等の記録が無い上、還付金は夫婦二人分で125,280円と高額であり、申立人の国民年金

保険料の納付状況からみて、申立人が還付金支払いの通知を受けていながら請求しなかったとは考え難いことから、申立人に対して還付金支払いの通知は行われておらず、長期間国庫歳入金として扱われていたものと考えるのが相当である。

国民年金保険料相当額を収納しておきながら、時効により保険料を納付できないことを理由として保険料の納付を認めないのは信義則に反する。

一方、申立期間の①については、申立人は、昭和 50 年ころに沖縄特別措置に係る国民年金保険料として「妻が A 市の徴収員と一緒に銀行の支店に出向き、夫婦の国民年金保険料 33 万円を現金で納付した」と述べている。

しかし、50 年当時は第 1 回目の沖縄特別措置の実施期間中であったものの、当該措置は生年月日により、特例納付可能期間が決まることから、申立人の当該納付可能期間は納付済みとなっている 39 年 4 月から 45 年 3 月までの 6 年間のみであり、みなし免除となっている申立期間の①については、そもそも特例納付することができない期間であり、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の②、③、④及び⑤については、申立人は、昭和 60 年ころ、隣人の A 市の徴収員に 3 回に分けて合計 60 万円を預けたと述べているが、当時、申立人が居住していた地区を担当していた同徴収員に確認したところ、その者は、i) 当時、徴収員が集金していたのは現年度納付分の国民年金保険料のみであり、申立てのような過年度納付及び特例納付に係る保険料を徴収したことはない、ii) 申立てのような大金を預かった記憶は無く、現年度納付分の保険料を徴収した場合は、その場で領収書を交付していたと証言している。

さらに、昭和 60 年ころ、申立人が上記徴収員に預けた<sup>かいり</sup>としている金額と納付に必要な国民年金保険料額とは乖離している。

なお、昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの期間を除き、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す預金通帳、確定申告書、家計簿等の関連資料が無い上、国民年金加入手続、保険料の納付時期についての申立人の記憶は曖昧である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から44年3月まで  
② 昭和45年4月から49年11月まで  
③ 昭和54年4月から55年3月まで  
④ 昭和56年4月から58年3月まで  
⑤ 昭和61年7月から同年12月まで

私は、社会保険事務所に自分の国民年金納付記録の照会申出書を提出したところ、申立期間の①、②、③、④及び⑤の期間について、納付記録は確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間の①に係る保険料については、昭和50年ころに国民年金の沖縄特別措置を利用して、私がA市の徴収員と一緒に銀行の支店へ行って、夫婦の国民年金保険料の33万円を納付した。

また、申立期間の②、③、④及び⑤の期間の国民年金保険料についても、昭和60年ころ同市の上記とは別の徴収員から、さかのぼって納付できると聞いたので、同徴収員に27万円を預け、その後、督促状と一緒に20数万円、10数万円を現金で預けたが、これらに係る領収書を受け取ったことがない。

このように、月々の支払いとは別に合計で約90万円を現金で納めているので、年金が満額受給できないことに納得いかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の④のうち、昭和57年4月から58年3月までの期間については、社会保険庁のオンライン記録の納付記録を見ると、当該期間の国民年金保険料については、時効期限経過後の納付であったとして、60年8月6日に還付決議が行われたことが確認できる。

この記録には、請求者氏名、金融機関名、口座番号、支払い年月日等の記録が無い上、還付金は夫婦二人分で125,280円と高額であり、申立人の国民年金

保険料の納付状況からみて、申立人が還付金支払いの通知を受けていながら請求しなかったとは考え難いことから、申立人に対して還付金支払いの通知は行われておらず、長期間国庫歳入金として扱われていたものと考えるのが相当である。

国民年金保険料相当額を収納しておきながら、時効により保険料を納付できないことを理由として保険料の納付を認めないのは信義則に反する。

一方、申立期間の①については、申立人は、昭和 50 年ころに沖縄特別措置に係る国民年金保険料として自らが A 市の徴収員と一緒に銀行の支店に出向き、夫婦の国民年金保険料 33 万円を現金で納付したと述べている。

しかし、50 年当時は第 1 回目の沖縄特別措置の実施期間中であったものの、当該措置は生年月日により、特例納付可能期間が決まることから、申立人の当該納付可能期間は納付済みとなっている 44 年 4 月から 45 年 3 月までの 1 年間のみであり、みなし免除となっている申立期間の①については、そもそも特例納付することができない期間であり、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の②、③、④及び⑤については、申立人は、昭和 60 年ころ、隣人の A 市の徴収員に 3 回に分けて合計 60 万円を預けたと述べているが、当時、申立人が居住していた地区を担当していた同徴収員に確認したところ、その者は、i) 当時、徴収員が集金していたのは現年度納付分の国民年金保険料のみであり、申立てのような過年度納付及び特例納付に係る保険料を徴収したことはない、ii) 申立てのような大金を預かった記憶は無く、現年度納付分の保険料を徴収した場合は、その場で領収書を交付していたと証言している。

さらに、昭和 60 年ころ、申立人が上記徴収員に預けた<sup>かいり</sup>としている金額と納付に必要な国民年金保険料額とは乖離している。

なお、昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの期間を除き、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す預金通帳、確定申告書、家計簿等の関連資料が無い上、国民年金加入手続、保険料の納付時期についての申立人の記憶は曖昧である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年6月まで

私の国民年金保険料の納付記録について社会保険事務所に確認したところ、昭和46年4月から48年6月までの期間については納付記録が確認できなかったとの回答であった。しかし、私は申立期間の保険料を納付したときの領収書を保管しており、その領収書には50年12月17日の日付があり、市役所支所名の受領印が押されているのに、当該期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国庫金の領収証書を所持しており、第2回目の特例納付が実施されていた昭和50年12月に、国庫金の納付書によって、特例納付する場合に必要な額に相当する額を居住地の市役所支所において支払ったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間直後の昭和48年7月から50年3月までの期間の国民年金保険料を、国庫金の納付書により、50年8月に市役所支所において過年度納付した領収証書も所持しているが、当該納付された期間については、社会保険庁の記録上、納付済みと記録されていることから、本来、国庫金を収納できない市役所支所が領収したものであっても、当時は納付されたものとして取り扱われていたと考えるのが相当である。

申立人が、申立期間について特例納付した昭和50年12月においては、申立期間のうち、48年4月から同年6月までの期間は制度上特例納付することができないところであるが、申立人が市役所の指導に沿って忠実に納付し、30年以上にわたり大切にその領収証書を保管していたことなどを踏まえると、制度上納付できない期間について納付していることなどを理由に、申立期間の保険料の納付を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断

すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、昭和39年4月から45年3月までの期間及び昭和47年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から45年3月まで  
② 昭和47年4月から50年3月まで

私は、国民年金制度の開始時から国民年金に加入し、母親の分の国民年金保険料と一緒に銀行又は郵便局ですべて納めてきた。それにもかかわらず私のみが免除とされていることに納得できない。昭和43年には家を新築し、申立期間当時も仕事に就いて家族を養える程の収入を得ており、国民年金保険料を納付できない状況ではなく、免除手続をした憶えもない。

また、沖縄特別措置期間の追納も母親の分も一緒にすべて納付したので、当該期間についても自分のみが免除とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、沖縄の国民年金制度が発足した昭和45年4月以降60歳になるまでの間、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、61年法改正に伴う沖縄特別措置により36年4月から39年3月までの期間の国民年金保険料もすべて特例納付している上、申立期間②の直前の45年4月から47年3月までの期間については、国民年金保険料を一括前納しているなど、国民年金保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、一緒に納付していたとする申立人の母親は、申立期間の①及び②に係る国民年金加入期間の保険料を60歳に到達するまですべて納付していることから、申立人のみがみなし免除及び申請免除とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、昭和40年からA業に従事し、当時の会社員等の平均月収を上回る収入を得ていたと述べているとともに、43年1月には取得した土地に住宅を新築したと述べていることなどから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付する資力があつたものと思われる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年6月から16年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月から16年9月まで

私は、平成16年10月22日に社会保険事務所の窓口で16か月分の21万2,800円の国民年金保険料を納付した。当時自営業をしていたため、領収証書等はすべて税理士へ渡しており手元にはないが、個人日報（業務日誌的なもの）にも同年月日欄に「年金21万2,800円」と記録されており、納付したことは間違いないので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の領収証書を税理士に渡したと主張しているが、税理士からこのことについて聴取したところ、「当時の領収証書等の資料が残っておらず、申立人から領収証書を受け取ったかどうかについては分からない」と証言をしており、加えて税理士への報酬の支払状況などからみて、平成16年6月ころから、申立人と税理士との契約は解除されていると判断される。

また、申立人は、社会保険事務所の1階の窓口で申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、当時、当該社会保険事務所の保険料納付窓口は2階にあり、1階で納付したとする申立人の主張と相違しているとともに、申立人が提出した納付金額が記載された手書きの個人日報については、納付金額が二重線で消された上に再度同じ金額が記載されているが、その理由について申立人は記憶にないと述べている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す確定申告書等の関連資料が無く、社会保険事務所には、申立人が国民年金保険料を納付したとする平成16年10月22日に被保険者に交付された領収証書の写しがすべて保管されているが、申立人の同領収証書は確認できず、同領収証書に記録された領収番号の欠番もないことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年5月から平成2年8月までの期間及び5年4月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年5月から平成2年8月まで  
② 平成5年4月から同年5月まで

私は、「平成3年4月以降の学生の国民年金の強制加入について」の広報を見てA県B市役所窓口で国民年金の加入手続を行った、その際20歳まで遡って納付することができるとの教示を受け、過年度分の国民年金保険料はまとめて納付し、現年度分の保険料は毎月納付したはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の①については、申立人の国民年金手帳記号番号は平成4年7月以降に払い出されていることが確認できることから、この時点では時効により当該期間の国民年金保険料を納付することはできず、別の年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の②については、申立人は、平成5年3月にA県B市からC県D市へ引っ越したとしているが、国民年金に係るB市からD市に住所変更手続を行ったのは7年10月であることが、社会保険庁が管理する被保険者住所変更履歴及びD市が保管する被保険者履歴により確認できることから、当該期間の国民年金保険料が時効前の7年6月末までにD市に居住する申立人あてに、当該期間の納付書がB市から届くことは考え難い上、申立人は、B市に居住する両親から国民年金保険料の納付書が申立人に転送された記憶はなく、D市で保険料を納付した記憶もないとしている。

さらに、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、預金通帳等の関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 6 月から 37 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 37 年 10 月 28 日から 38 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 6 月から 38 年 3 月までの期間、X 県にある A 社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が 37 年 10 月 1 日から同年 10 月 28 日までの加入記録しかなかった。厚生年金保険の加入記録が 1 か月しか無いのは納得がいかないもので、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の①について、申立人は「A 社に勤務するために、昭和 36 年 6 月に X 県に行った」と主張しているが、元同僚は「昭和 37 年 9 月に Y から同社に集団就職をするため X 県に行き、申立人も一緒だった」と証言しており、県公文書館が保管している渡航記録によると、申立人が 36 年 5 月から同年 7 月まで、Y から乗船したことを示す記録は確認することができない。

また、申立期間の②について、県公文書館が保管している渡航記録によると、申立人が昭和 37 年 12 月 3 日に Z 県から帰郷していたことが確認できることから、当該期間の過半について、申立人は A 社に勤務していなかったと認められる。

さらに、社会保険事務所が保管している A 社の健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、昭和 37 年 10 月 1 日の資格取得日を除き、申立期間を含む同社が厚生年金保険の適用事業所となった 36 年 8 月 1 日から 38 年 3 月 31 日までの厚生年金保険の資格の取得状況を調査したところ、整理番号に欠番は無く、申立人が厚生年金保険被保険者として適用されていた事実は確認できない。同社の親会社である B 社の健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿についても、申立期間を含む 36 年 6 月 1 日から 38 年 3 月 31 日までの厚生年金保険の資格の取得状況を調査したが、整理番号に欠番は無く、申立人が

厚生年金保険被保険者として適用されていた事実は確認できない。

このほか、申立人が、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

私は、昭和 41 年 9 月 17 日から 45 年 5 月 1 日まで A 事業所に勤務していたが、沖縄で厚生年金保険制度が開始された 45 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について厚生年金保険の記録がないとされた。勤務していたのは間違いないので被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、複数の同僚の証言や昭和 43 年の A 事業所での従業員集合写真から同事業所に勤務していたものと推認できるが、社会保険庁が管理するオンラインの記録によると、i) 同事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていないこと、ii) 当該複数の同僚の厚生年金保険は B 事業所において加入していることが確認できることから、A 事業所に勤務していた従業員の厚生年金保険の加入は 45 年 1 月 1 日に適用事業所となった B 事業所と考えるのが自然である。

しかし、社会保険事務所が保管している申立期間当時の B 事業所に係る厚生年金保険の被保険者台帳記号番号払出簿を調査したところ、同払出簿の中に申立人の名前は確認できなかった。

また、前述の同僚に係る社会保険事務所が保管している厚生年金保険の被保険者記号番号払出簿の記録によれば、B 事業所が社会保険事務所へ厚生年金保険の資格取得届を提出した日は、年金番号が払い出された昭和 45 年 6 月 18 日であったと考えられるが、これは、申立人が退職したとしている同年 5 月 1 日の後である。

なお、申立人は前述の同僚の厚生年金保険の資格取得日が昭和 45 年 1 月 1 日であることから申立期間に係る申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた可能性があるとして述べているが、厚生年金保険の制度上、同僚の年金番号払出日以前の昭和 45 年 1 月から 4 月までの間の給与において、事業所は厚

生年金保険の被保険者の給与から厚生年金保険料を控除できるのは前月分の保険料のみであることを勘案すれば、事業所から資格取得届けがなされる前の期間において、事業主が保険料を申立人の給与から控除していたとは考え難い。

さらに、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの関係資料は無く、同僚からも当時の厚生年金保険の加入状況に関する明確な証言は得られないほか、県公文書館が所蔵している軍雇用員カードの中にA事業所及びB事業所に係る申立人の同カードは見当たらず、A事業所及びB事業所における雇用保険の加入記録も無い。

加えて、社会保険事務所が保管している申立人の国民年金の被保険者原票によると申立期間である昭和45年度について保険料の支払免除を申請している記録がある。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年12月1日から47年4月1日まで  
(A事業所)  
② 昭和52年4月1日から52年6月1日まで  
(B事業所)

私は、申立期間の①においてA事業所、申立期間の②においてB事業所にそれぞれ勤務していたが、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、記録が無いとされた。

厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる資料は持っていないが、勤務していたことは確かなので、それぞれの申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所は、社会保険事務所が保管する健康保険・厚生年金保険適用事業所名簿を調査すると、沖縄において厚生年金保険制度が始まった昭和45年1月1日から厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから、申立期間の①のうち38年12月1日から44年12月31日までの間は、A事業所は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、申立期間の①について、A事業所は平成18年1月1日に適用事業所ではなくなっている。このため申立期間当時の事業主に確認したところ、「A事業所に勤務していた者に関する資料はすべて廃棄されており、当時の申立人の勤務状況についての記憶も定かでない。」と述べている。

さらに、申立人が申立期間の①においてA事業所に勤務していたとすると、沖縄において、昭和45年1月1日以降に、新たに琉球政府(当時)の厚生年金保険被保険者資格を取得する際の年金番号の払出しを受けたはずである。しかし、社会保険事務所が保管する被保険者台帳記号番号払出簿により、45年1月から申立期間を含む48年1月までの間の5万1,050人分の払出状況を確認

認したが、申立人の氏名は無く、記号番号の払出しを受けた形跡は認められない。

B事業所は申立期間の②において厚生年金保険適用事業所であったが、平成10年11月1日に適用事業所ではなくなっている。このため同事業所を承継しているC事業所に確認したところ、当時の申立人の勤務状況及び保険料控除等に係る資料は無い上、B事業所の所属する業界団体が保管する従業員職歴簿においても、申立人が同事業所に勤務していたことは確認できない。

また、社会保険事務所が保管している厚生年金保険被保険者原票により、申立期間の②の期間を含む昭和52年1月から同年12月までのB事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得状況を調査したところ、被保険者整理番号は欠番が無く連続しており、申立人が被保険者資格を取得している形跡は認められない。

さらに、申立期間の②において、B事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数名の者に確認したところ、申立人の勤務についての記憶が無い旨の答えであったほか、申立人が当時の同僚であったとしている複数名の者については、同事業所における厚生年金保険の加入記録が認められない。

加えて、申立期間の①及び②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの関連資料は無い上、申立人は、昭和40年5月から55年12月の間における厚生年金保険加入記録66か月分に係る脱退手当金を平成9年6月19日に受給していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。